

引き続き自己負担
はありません

新型コロナワクチン接種について お知らせします



1 12歳以上の人の接種

■ 時期ごとの接種対象 [12歳以上で初回接種を終えた人] (7月10日現在)

接種時期	令和5年春開始の接種(5月8日～8月31日)	令和5年秋開始の接種(9月以降)
接種対象者	65歳以上の高齢者、12～64歳の基礎疾患のある人、医療従事者など オミクロン株対応ワクチンを接種済みの人も未接種の人も対象	12歳以上の全ての人
使用するワクチン	オミクロン株対応ワクチン(モデルナ社)[～7月31日] オミクロン株対応ワクチン(ファイザー社)[8月1日～] * 8月分の接種予約は6月19日(月)から開始しています	オミクロン×BB.1系統の株に対応したワクチン
接種方法	個別接種、原則80歳以上を対象にした集団接種	個別接種
乗合送迎の対象者	集団接種会場で接種する80歳以上の人	実施なし

■ 接種対象者は時期ごとに異なります

5月8日からは、それまでのオミクロン株対応ワクチン接種の有無に関わらず、さらにオミクロン株対応ワクチンを接種することが可能になりました。8月31日までの期間は、初回接種を終えた▶65歳以上の人▶12～64歳で基礎疾患のある人▶医療従事者などが対象です。基礎疾患のある人は届け出が必要に

なりますので、16ページに記載の方法で手続きをお願いします。

また、9月以降は初回接種を終了した12歳以上の全ての人、さらに1人1回のワクチン接種を受けられます。接種を受けるためには申請が必要な人もいます。詳しくは17ページをご覧ください。

■ 5月8日～8月31日の期間に接種可能な対象者には、予診票や予約案内を発送しました

オミクロン株対応ワクチンを未接種の人で未使用の予診票がある場合は、お手元の予診票をご使用ください。紛失などにより再発行が必要な人は、市コールセンター(☎0120-

383-225)にご相談ください。

接種を希望する人は、16ページの①～③のいずれかにより、予約手続きを行ってください。

■ 5月8日以降の接種は個別接種を中心に行っています

接種は病院などで行う個別接種を中心に実施します。集団接種は主に80歳以上の人を対象に、右記の日程で実施します。

■ 集団接種の日程(80歳以上の人を対象)

接種日時	会場
7月22日(土)、午後2～5時	大迫総合支所

■ 初回接種がまだの人

12歳以上の人の初回接種(1・2回目接種)を希望する人は、健康づくり課(☎41-3605)にご相談ください。

なお、初回接種から次の接種までは3カ月以上の間隔をおく必要があります。



後期高齢者保険証・各種受給者証の 更新時期です

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。

■ 後期高齢者保険証

75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。
8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

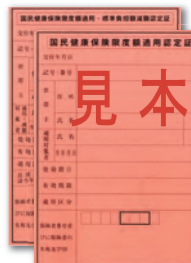


● 保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、後期高齢者医療制度に加入した初年度や受給している年金額によって差し引きできないなどの理由により、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となる場合があります。

■ 国保限度額適用認定証

国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。



● 申請手続きをお忘れなく

引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。

申請の際は、①保険証②世帯主と交付を希望する人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの③手続きする人の本人確認書類(運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど)④1年以内に91日以上入院した人は、入院日数が確認できる医療機関の領収書一をお持ちください。

※別世帯の人が手続きする場合は本人からの委任が必要です

■ 国民健康保険高齢受給者証

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。

8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。

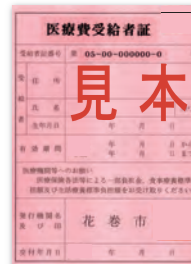


■ 医療費受給者証

妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。

所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに圧着はがきにて郵送(*)します。なお、8月から寡婦(夫)の受給者証の色がピンクになります。

*一部、封書で郵送する場合があります
▷子どもの医療費助成や新受給者証の詳細は4ページへ



■ 問い合わせ

● 後期高齢者保険証、国保限度額適用認定証、国民健康保険高齢受給者証について

- 本館国保医療課 (☎41-3583)
- 各総合支所健康福祉係 大迫 (☎41-3127) 石鳥谷 (☎41-3447) 東和 (☎41-6517)

● 医療費受給者証について

- 本館国保医療課 (☎41-3584)
- 各総合支所健康福祉係 大迫 (☎41-3127) 石鳥谷 (☎41-3447) 東和 (☎41-6517)

有効期限が切れた保険証や受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください